

福岡県公報

令和七年六月二十日
第六百五号
増刊
①

目次

規則 (第三十三号・第三十四号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………一

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務事務厚生課) ……………一

告示 (第四百号)

○石油コンビナート等災害防止法第二条第五号の規定に基づく第二種事業所の指定の一部改正 (消防防災指導課) ……………二

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年六月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十三号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六百六十二条の二の表第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同表第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同表第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同表第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同表第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同表第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年六月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十四号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十三年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号中「拘留されている場合」の下に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

別表中「地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)」を「省令」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正)

第二条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(令和七年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「に係る罪により処せられる懲役又は禁錮」を「に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留」に、「者は、」を「者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する」に、「拘禁刑」を「懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑」に改め、「者と」の下に「、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者と」を加える。

告 示

福岡県告示第四百号

石油コンビナート等災害防止法第二条第五号の規定に基づく第二種事業所の指定（昭和五十一年九月福岡県告示第千三百九十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中「林兼石油株式会社福岡油槽所」を「林兼エースト株式会社福岡油槽所」に改める。

附 則

この告示は、令和七年六月三十日から施行する。